

## つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節—第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u> (第74条の2—第74条の8)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第2章—第6章 (略)</p> <p>第7章 補則 (<u>第99条の2—第100条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条—第7条 (略)</p> <p>(会議の種類等)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 議長は、前項の規定により定めた審議期間に変更の必要があると認めるときは、会議中でない場合であってもその期間を変更することができる。</u></p> <p>第7条の3・第8条 (略)</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮って決める。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節—第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u> (第74条の2—第74条の8)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第2章—第6章 (略)</p> <p>第7章 補則 (<u>第100条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条—第7条 (略)</p> <p>(会議の種類等)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の3・第8条 (略)</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮って決める。</p>

4 (略)

第10条—第13条 (略)

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに記名し、その他のものについては賛成者3人以上（発議者を含む。）とともに記名して、議長に提出しなければならない。

2 (略)

第15条・第16条 (略)

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が記名し、その他のものについては賛成者3人以上（発議者を含む。）とともに記名して、議長に提出しなければならない。

第18条・第19条 (略)

(日程の作成及び配付)

第20条 (略)

(日程の順序変更及び追加)

第21条 (略)

第22条・第23条 (略)

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

第25条—第30条 (略)

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長

3 (略)

第10条—第13条 (略)

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては賛成者3人以上（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 (略)

第15条・第16条 (略)

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては賛成者3人以上（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

第18条・第19条 (略)

(議事日程の作成及び配付)

第20条 (略)

(議事日程の順序変更及び追加)

第21条 (略)

第22条・第23条 (略)

(議事日程の終了及び延会)

第24条 (略)

第25条—第30条 (略)

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2・3 (略)



(選挙規定の準用)

第72条 第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第34条の規定は、記名投票又は無記名投票を行う場合において準用する。

第73条・第74条 (略)

第9節 公聴会及び参考人

第74条の2—第74条の8 (略)

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に記載する \_\_\_\_\_ 事項は、次のとおりとする。

(1)―(16) (略)

2・3 (略)

(会議録の配付と公開)

第76条 会議録は、印刷し、又は電子情報化して、議員及び関係者に配付するなど \_\_\_\_\_、広く一般に公開する。

第77条 (略)

(会議録署名議員)

第78条 会議録に署名する議員 \_\_\_\_\_ は、3人とし、議長が会議において指名する。

第79条—第83条 (略)

(資格決定の通知)

第84条 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第85条—第90条 (略)

(懲罰動議の提出)

(選挙規定の準用)

第72条 第27条から第31条まで \_\_\_\_\_、第32条第1項及び第34条の規定は、記名投票又は無記名投票を行う場合において準用する。

第73条・第74条 (略)

第9節 公聴会、参考人

第74条の2—第74条の8 (略)

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)―(16) (略)

2・3 (略)

(会議録の配付と公開)

第76条 会議録は、印刷し、又は電子情報化して、議員及び関係者に配付(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する等、広く一般に公開する。

第77条 (略)

(会議録署名議員)

第78条 会議録に署名する議員 (会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、3人とし、議長が会議において指名する。

第79条—第83条 (略)

(決定書の交付)

第84条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するか否かについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第85条—第90条 (略)

(懲罰動議の提出)

第91条 懲罰の動議は、文書により法第135条第2項に定める数の発議者が記名して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第50条第2項又は委員会条例 第52条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第92条 議会は、懲罰については、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することができない。

第93条—第99条 (略)

(電子情報処理組織による通知等)

第99条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、

第91条 懲罰の動議は、文書により法第135条第2項に定める数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第50条第2項又はつくば市議会委員会条例第52条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第92条 議会は、懲罰については、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することはできない。

第93条—第99条 (略)

当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第76条並びに請願条例第4条第1項並びに第5条第1項及び第2項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は記名すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第99条の3 この規則の規定（第28条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にか

かわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第100条 (以下略)

第100条 (以下略)